

国立・国定公園特別保護地区において動植物の放出等に係る 審査基準及び不要許可行為について（案）

1 自然公園法施行令の改正により、許可を要することとなる行為

- ①木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。
- ②動物を放つこと（家畜の放牧を除く。）

2 審査基準

自然公園法施行規則第11条において次の事項を審査基準として規定する予定

- ①木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。

（基準）次のいずれかに該当すること。

- ・ 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
- ・ 災害復旧のために行われるものであること。

- ②動物を放つこと（家畜の放牧を除く。）

（基準）学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。

※なお、この他に各種行為共通の基準として現行の施行規則第11条第33項各号の規定が適用される。

3 不要許可行為

自然公園法施行規則第13条において次の事項を許可又は届出を要しない行為として規定する予定。

- ①木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。

→絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「種の保存法」という。）に規定する認定保護増殖事業等として木竹以外の植栽を植栽し、又は植物の種子をまくこと。

- ②動物を放つこと（家畜の放牧を除く。）

→種の保存法に規定する認定保護増殖事業等として動物を放つこと。

→国立公園において鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護法」という。）の規定による環境大臣の許可を受けて捕獲した鳥獣を当該捕獲した場所において放つこと。

→国定公園において鳥獣保護法の規定による都道府県知事の許可を受けて捕獲した鳥獣を当該捕獲した場所において放つこと。

→遭難者の救助に係る業務を行うために犬を放つこと。